

保健福祉課

◆ 5月12日は「民生委員・児童委員の日」です！

民生委員・児童委員は、住民の皆さんの最も身近な相談相手です。地域住民の皆さんに民生委員・児童委員について理解を深めていただき、信頼関係を築いていくために、民生委員・児童委員の日を中心とする活動強化週間（5月12日から18日）には、東峰村民生委員・児童委員協議会において、さまざまなPR活動等が実施されます。

この機会にぜひ民生委員・児童委員について関心を持っていただき、活動へのご理解とご協力をお願いします。

民生委員制度は、平成29年に創設100周年を迎える、
歴史と実績を有する制度です。

保健福祉課

◆公共交通定期券購入助成について

東峰村では、村内に在住する65歳以上の高齢者及び学生の特別定期券購入に対し、助成金を交付します。

■西鉄バス特別定期券購入助成

【助成金の対象となる特別定期券】

西鉄バスが発行する「グラウンドパス65」と「エコルカード」

（通用期間が平成29年4月1日～平成30年3月31日になっているもの）

【助成金の額】

定期券の期間

- ・1か月：1回2,000円とし交付は年4回を限度とする。
- ・2か月～6か月：1回4,000円とし交付は年2回を限度とする。
- ・1年：1回8,000円を限度とする。

■学生の通学定期券購入助成

【助成金の対象となる通学定期券】

JR及び西鉄バスが取り扱う「通学定期券」

（通用期間が平成29年4月1日～平成30年3月31日になっているもの）

【助成金の額】助成金の額は、購入した金額の3割以内とし上限を次のとおりにする。

- (1) JR：年24,000円を上限とする。
- (2) 路線バス：年42,000円を上限とする。
- (3) 高速バス：年82,000円を上限とする。



【申請する時に持ってくるもの】

- ①印鑑
- ②購入した定期券又は写し
- ③通帳
- ④申請者は、交付対象者本人またはその家族とする。

お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（保健福祉課）（電話：72-2311）

在宅の高齢者等に対して、かかりつけ医療機関、持病その他救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配付します。

「救急医療情報キット」は、自宅での万一の事態に備え、救急活動に必要な情報を専用容器（キット）に入れ、自宅の冷蔵庫に保管し、救急隊が必要に応じて救急活動に活用するものです。

配布するもの（右写真を参照）

- ①救急医療情報キット
- ②シール
- ③救急情報シート



■ 配布対象者

（村内に住所を有する方で次の要件に該当する方）

- ・ 65 歳以上の方
- ・ 心身に障害がある方
- ・ その他健康に不安があり希望する方

■ 配布数（1 世帯に対し一つ）

※救急情報シートについては、必要枚数をお渡しします。

■ 使用方法

1. キットに必要書類等を入れて、冷蔵庫に保管する。
2. シールを玄関ドアの内側に張り付ける。
3. シールを冷蔵庫の見やすい場所に張り付ける。
4. キット内の情報は、随時更新し、万一に備えてください。

【申請の受付】

- ・ 小石原庁舎：保健福祉課
- ・ 宝珠山庁舎：総合窓口

お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（保健福祉課）（電話：72-2311）

東峰村に居住する高齢者や重度の心身障害者の方に対し、日常生活の利便性の向上及び社会生活圏の拡大を図るため、タクシーの初乗り料金助成を行っています。

各タクシー事業の対象者は、

■高齢者外出支援タクシー助成事業

65歳以上で、非課税又は運転免許証と自家用車を有さず、福祉タクシー助成事業の対象になっていない村民の方

■福祉タクシー助成事業

次に該当する在宅の重度心身障害者とする。

- (1) 療育手帳：障害の程度がA判定
- (2) 身体障害者手帳：1級又は2級
- (3) 精神障害者保健福祉手帳：1級又は2級

【助成金の額】

タクシーの初乗り料金の「割引助成券」を交付します。

1か月8枚×12か月（最大96枚交付）

※申請月によって交付枚数が変わります。

【助成券利用期間】

平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで

【申請時にお持ちいただくもの】

- ①身分証明書（健康保険証等）
- ②印鑑
- ③障害者手帳（福祉タクシーのみ）



お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（保健福祉課）（電話：72-2311）



『らぶすぽ東峰』 次回予告



地域総合型スポーツクラブ

らぶすぽの活動	場 所	目 時	備 考
ニューススポーツ教室	村民センター	4月24日（月） 19:30～	自由に参加できます。
健康体操『ヨガ教室』	いずみ館 多目的ホール	5月10日（水） 19:30～	会員500円 非会員1,000円 ※マットはこちらで準備します。

■支給対象者

- ①東峰村内に居住し住民基本台帳に登録がある方で、要介護5の者を同一住所地で、常時介護している方
- ②介護している方が村民税非課税又は均等割のみ課税

■手当の額

寝たきり老人等1人につき月額1万円

※ただし、当該月の寝たきり老人等の介護日数が15日未満の場合においては、当該月分は5千円の支給となります。

なお、ショートステイを利用した日数及び入院した日数当については、介護日数に含めないものとする。

■支給期間

申請した日の属する月の初日から支給すべき事由が消滅した日の属する月まで。

申請・お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（保健福祉課）（電話：72-2311）

平成15年度から行政相談委員を務めていただいております、元永英美さんが平成29年3月31日をもって退任されました。

元永さんは14年間の長きに渡り、住民と行政のパイプ役として相談を受けられ、それによって解決してきた事案も多くあります。長い間、本当にありがとうございました。

平成29年4月からは、新たに小石原鼓の梶原奈保美なおみさんが行政相談委員になられます。今後ともよろしくお願ひします。

「行政に対しての相談や改善して欲しいことがあるけれど、役場に行くのはちょっと…」という方も、行政相談委員さんに相談されてみてはいかがでしょうか。

※行政相談委員とは…

社会的な信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する人を総務大臣が委嘱するものです。地域住民の皆さんの身近な相談役として、行政サービスに関する相談や、行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付け、関係行政機関への通知などの仕事を無報酬で行っていただいています。

お疲れさまでした。



前相談員：元永英美さん

よろしくお願ひします。



新相談員：梶原奈保美さん

お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 総務課（電話：72-2311）



全国放送決定！！

福岡発地域ドラマ「たからのとき」
平成 29 年 5 月 17 日 (水) BS プレミアム
午後 10 時 30 分～ 11 時 29 分

平成 29 年 1 月 27 日 (金) 総合テレビで九州・沖縄地方向けに放送した福岡発地域ドラマ「たからのとき」を、BS プレミアムで全国放送します。

教育委員会 ◆就学援助制度について

東峰村では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に給食費や学用品費の一部を支給する就学援助制度を設けています。援助を希望する方は下記の要領で申請を行ってください。申請は年度ごとに必要です。現在援助を受けている方も、引続き援助を希望する場合は、必ず申請を行ってください。

詳しくは東峰村教育委員会までお問合せください。

■援助対象となる世帯

東峰村に住所を有する公立の小中学生の保護者で下記のいずれかに該当する世帯

I. 前年度または当該年度に

- ①生活保護の停止または廃止になったが、なお諸学費に困っている世帯
- ②村民税の非課税及び減免措置を受けている世帯
- ③国民年金保険料の掛金が全額減免されている世帯
- ④児童扶養手当の全額支給を受けている世帯

II. 上記以外で次のいずれかに該当する人

- ①保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる人
- ②PTA 会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている人
- ③学用品、通学用品などに不自由しているなど、生活状態が極めて悪いと認められる人世帯
- ④経済的な理由により欠席日数が多い人

■援助内容

学用品費、学校給食費、修学旅行費等

■申請に必要なもの

就学援助申請書 (教育委員会にあります)

■申請〆切

平成 29 年 4 月 28 日 (金)



お問合せ

東峰村教育委員会 (電話：72-2301)